

神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況
についての意見募集結果について

令和8年9月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

神奈川県犯罪被害者等支援施策の実施状況についての意見募集結果について

1 対象

県民、支援関係機関及び県内市町村

2 意見募集期間

令和8年6月15日（月曜日）～7月14日（火曜日）

3 意見の公表日

令和8年10月～11月（予定）

4 意見募集結果の公表方法

県ホームページ

5 意見募集結果の概要

ア 意見内容の概要

意見提出者数 21者

県民意見延べ件数 44件

区 分	件 数
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの	17件
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの	16件
3 県民・事業者の理解の促進に関するもの	2件
4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの	2件
5 その他	7件
合 計	44件

イ 県の考え方の概要

区 分	件 数
A 今後の取組を検討するもの	1件
B ご意見の内容は既に実施しているもの	8件
C 今後の取組の参考とするもの	16件
D 反映できないもの	2件
E その他（質問への回答、感想など）	17件
合 計	44件

6 意見内容 ※一部、内容を要約等している意見あり。

区分

A：今後の取組を検討するもの B：ご意見の内容は既に実施しているもの

C：今後の取組の参考とするもの D：反映できないもの E：その他（質問への回答、感想など）

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携に関するもの

(1) 総合的支援体制の充実

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
1	被害者が医療機関を受診するにあたり、県担当者が被害者に話を聞きにくる体制や、オンラインで相談できる体制があると良い。	県民	B	かながわ性犯罪・性暴力被害ワンストップ支援センター「かならいん」では、被害にあわれた方が医療機関を受診する際に担当者が同行し、面接等を実施しております。
2	先日、性被害にあわれた患者様がみえました。近くの医療機関を受診して検査を断られたとのことでした。その際に神奈川県犯罪被害者支援センターのTELをもらい、連絡をしたところ、警察に訴えてもあまり意味がないという様な助言があったとの事で警察へ訴え出ることをためらったとの事でした。ご本人に詳細なご説明をし、その時必要な検査をいたしました。警察への訴えをさまたげるような助言だったのか、本人からのお話しなのではっきりはしませんが、サポートスタッフの方はどのようにサポートしているのか。方針のマニュアル等をクリニック側にも頂けたら幸いです。宜しくお願いします。	支援関係機関	E	相談案件の特定ができないため、「サポートステーション」もしくは「かならいん」でどのような助言をしたのかは確認できませんが、被害にあわれた場合は通常警察への届出を勧めています。 「かならいん」では、性被害にあわれ警察への届出を躊躇している方に、被害後72時間以内であれば、緊急避妊薬の処方や証拠となりうる検体の採取・保管等の医療支援を実施しています。また、性感染症検査を公費で受けられる場合もあります。 被害にあわれた方が直接医療機関を受診された場合には、医療機関から「かならいん」にご相談いただくことも可能です。
3	6月16日神奈川県警察本部で開催された神奈川県被害者支援連絡協議会第29回定期総会において、次第(3)特異事案発生時におけるロールプレイング訓練は、実施の事案対応をしたことのない会員にとっては、大変有意義であり、かつ、会員としての意識高揚につながると思います。 ただ、残念ながら訓練時間が短く、各項目の検討などが行えなかったため、この訓練に特化して、別時間帯や別日に開催していただけたらと思います。	支援関係機関	C	特異事案発生時におけるロールプレイング訓練については、長らく実施しておらず、訓練の必要性を認め、今回はまずはグループワーキング形式で短時間のものからという設定で実施しました。 今後、より時間を増やしてより深い訓練や、実践形式で

	また、訓練ではグループ討議を行ったため、横の繋がりもでき、顔の見える関係を構築するうえでも有意義だと思います。			の訓練を実施していきたいと考えており、本年度のアンケート結果を踏まえ、来年以降も定期的に継続して実施していく予定です。
4	手話言語を使用しているきこえない・きこえにくい人が、サポートステーション、かならいん等への相談の際に手話言語で相談できるように、手話リンクの導入、手話通訳者の配置を進めてほしい。 また、弁護士等への相談の際には本人が希望した場合は必ず手話通訳者を配置するようにしてほしい。	当事者 団体	C	いただいたご意見にあるきこえない・きこえにくい方が支援につながるための方法について、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	犯罪被害者は身近にいるわけではないのですが、いつ自分の身に起こるかわからないと思うと犯罪被害者等支援施策は重要だと改めて感じました。 自閉スペクトラム症の家族を抱える立場として、被害者側になったら障がい特性を現場の担当者が正しく理解して支援していただくスキルを持ち合わせて欲しいと強く思います。 また、犯罪にあわない予防的な講座（知的障害があっても判りやすい講座）が市町村単位で実施しても良いのではないかと思います。 昨今、SNSでの誹謗中傷が目には余るケースもあります。自閉スペクトラム特有の行動を面白おかしくSNSに掲載する等も聴いております。SNSの注意点も社会全体へ周知する等も工夫が必要になるかと思いました。	県民	C	障がいの特性に関する相談現場での理解促進等について、今後の取組の参考とさせていただきます。 また、小学校、幼稚園、保育園等に出向き誘拐等の犯罪にあわないためのポイントについて、発達段階に応じた防犯教室を行っており、内容については相手方の要望により、柔軟に対応しています。
6	障害のある犯罪被害者等への支援について、以下の点をより具体的に位置付けていただければ、支援の実効性がさらに高まると考えます。 知的障害や発達障害など、コミュニケーションに困難のある方への合理的配慮を具体的に示していただければ、現場での支援向上につながると考えます。 例えば、やさしい日本語の活用、視覚的な資料やスケジュールの提示、AAC（拡大・代替コミュニケーション）の活用、面接や相談場面の構造化などは、被害内容や支援内容を理解し、自ら意思を表明するために有効な支援です。	支援関係機関	C	様々な障がいについて事前に合理的配慮を具体的に示すことは難しいと考えますが、障がいのある方への対応について、いただいたご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
7	被害者等への支援が途切れることなく継続されるよう、支援状況を一元化したデータを作成し、関係機関間で情報共有できる体制を整備することで、支援体制の強化を図ることを提案します。	県内市 町村	C	現在、関係機関とは必要な情報共有を行っているところであり、データの活用によって効率的な情報共有等の効果が期待される場所ですが、個人情報の保護上の配慮など課題が多くあることから、今後の取組の参考とさせていただ

				だきます。
8	地域性を要さない犯罪被害者支援（心理相談、法律相談等）について、県と市町村の重複を解消するため、県が支援の一元化と規模拡大を進め、犯罪被害者等への支援充実を図られるよう要望いたします。	県内市町村	C	県では地域格差を生じさせないため県民の方々が等しく受けられる支援を行っており、そのうえで各市町村は地域の実情に応じた支援を実施するものと理解しています。国が示す制度の趣旨から、ご意見にある支援の一元化は困難であると考えます。一方、規模拡大の要望については、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	神奈川県独自の官民一体支援体制（県、警察、市町村、関係機関、民間支援団体等）により神奈川県内では犯罪被害者等に対する「漏れの無い支援」「途切れの無い支援」など総合的な支援体制が充実している。	県民	E	今後も総合的な支援体制による漏れの無い、途切れの無い支援を継続してまいります。
10	県、市町村、関係機関、民間支援団体等が一体となって、神奈川県内における犯罪被害者等に対する「漏れの無い支援」を提供できるよう総合的な支援体制の充実に努めている。	県民	E	今後も総合的な支援体制による漏れの無い支援を継続してまいります。
11	サポートステーションに代表される官民一体の神奈川県独自の支援体制が充実。全国的にも規模の大きい「かならいん」に民間活力が導入されるなど犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた多角的支援提供が期待できる。	県民	E	今後も充実した支援体制を継続してまいります。
12	犯罪被害者やその家族は、被害直後の混乱や精神的ショックから、自分がどのような支援制度を利用できるのか分からず、必要な支援につながらないことが少なくありません。また、電話で相談内容を説明すること自体が大きな精神的負担となり、相談をためらってしまう被害者も多くいます。 そこで、神奈川県において、AIを活用した犯罪被害者支援情報提供システムの整備していただきたいです。例えば、利用者が「性犯罪の被害に遭った」「家族が交通犯罪で亡くなった」「加害者から損害賠償を請求したい」など、自身の状況や困りごとを入力すると、利用できる支援制度、相談窓口、給付制度、弁護士支援、カウンセリング、警察や行政機関の連絡先などを分かりやすく案内し、必要に応じて各機関のホームページや申請先へ直接アクセスできる仕組みを構築していただきたいと考えます。 このようなシステムであれば24時間365日利用でき、匿名で相談できるため、電話や対面で相談することに心理的負担を感じる被害者でも利用しやすいと	支援関係機関	C	犯罪被害にあわれた方等からの相談を受け付けるにあたっては、傾聴自体も大切な支援であり、また、被害にあわれた方のおかれた立場に合わせた対応が必要であると考えています。 また、性被害にあわれた方等で、電話で相談することに負担を感じられる方に対しては、LINE相談も開設しています。ご意見にある支援につなぐためのAIの活用に関しては、今後の取組の参考とさせていただきます。

	いう利点があると思います。 ただし、AIは相談員や支援機関に代わるものではなく、適切な支援につなぐための入口として活用することが重要です。神奈川県においては、最新のAI技術を積極的に活用し、犯罪被害者が必要な支援へ迷うことなくアクセスできる環境を整備することを望みます。			
--	---	--	--	--

(2) 地域における支援体制の充実

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
13	本市は支援実績に乏しく、また専門職員の配置もありませんので、実際の支援現場における相談体制に不安があります。 そのため、研修や情報交換などにより様々な事例から学ぶ機会は貴重であると考えておりますので、引き続きの開催をお願いいたします。	県内市町村	B	引き続き、支援に関する課題の共有や事例の検討など、県と市町村が情報交換できる会議を開催してまいります。
14	現在、居住する自治体によって支援内容に差が生じており、被害者等の不利益につながっています。犯罪被害者がどの市町村に居住していても同水準の支援を受けられるよう、県内各市町村における支援メニューの統一を提案します。	県内市町村	D	県では地域格差を生じさせないため県民の方々が等しく受けられる支援を行っており、そのうえで各市町村は地域の実情に応じた支援を実施するものと理解しています。国が示す制度の趣旨から、支援メニューの統一は困難であると考えます。 なお、国に対しては、県と連携して市町村の取組に対する財政的な支援を実施するよう要望しているところです。
15	県主導で、基礎自治体の被害者支援特化条例施行が促進されることで、犯罪被害に遭われた方への迅速かつ、効果的支援の提供が可能となる支援体制の構築を図っている。	県民	E	県では、市町村支援専門コーディネーターの配置や条例制定のためのガイドラインの作成などにより、市町村の特化条例制定を支援しています。
16	神奈川県内の全市町村に被害者支援条例が施行されることにより、犯罪被害に遭われた県民の方がいつでもどこでも迅速に支援を受けられるよう県が主導的立場で地域における支援体制の構築を図っている。	県民	E	県では、市町村支援専門コーディネーターの配置や条例制定のためのガイドラインの作成などにより、市町村の特化条例制定を支援しています。
17	市町村総合対応窓口と「サポートステーション」「かならいん」との情報交換、連携が拡充されている。特にコーディネーターによる調整により条例制定・連携が促進。	県民	E	県では、市町村支援専門コーディネーターの配置や条例制定のためのガイドラインの作成などにより、市町村の特

				化条例制定を支援しています。
--	--	--	--	----------------

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関するもの

(1) 経済的負担の軽減

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
18	県の補助金対象の見直しをお願いしたい。(日常生活支援だけでなく全般を対象に) 被害者の見舞金の対象基準をより明確に、かつ一部対象範囲の拡大をお願いしたい。(対象となる入院日数を短期間に・不同意わいせつの対象基準をより詳細に)	県内市町村	C	補助金対象の見直しについて、例えば県と市町村で実施している見舞金事業については、重ねて県が市町村への補助を行うことは難しいと考えます。 また、見舞金の対象基準については、「神奈川県犯罪被害者等見舞金給付要綱」に具体的に定めています。 犯罪被害者等見舞金制度の変更については今後、社会情勢の変化や犯罪の被害にあわれた方等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討するものとし、いただいたご意見については参考とさせていただきます。
19	犯罪被害者等見舞金制度の利用増加に伴い、申請者および市町村における事務負担の増大が懸念されます。つきましては、以下のとおりデジタル化を推進し、支援環境の整備を図るよう提案します。 ・電子申請の導入・利便性の向上 申請者の負担軽減を図るため、見舞金等の申請手続きについてデジタル化を推進すること。 ・県・市町村で共通利用可能なシステムの構築 各市町村が個別にシステムを整備するのではなく、県・市町村が共通利用できるシステムの構築を進めること。	県内市町村	C	見舞金の申請については、案件ごとに状況が異なるため申請される方への聴き取りが必要になるとともに、提出いただく書類も状況により異なることから、電子申請の導入は課題が多いと考えます。 なお、デジタル化等の推進については、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	県による、犯罪被害者等の経済的困窮に着目した給付制度導入など行政機関のきめ細かい経済的支援が不可欠。	県民	C	県では犯罪被害者等見舞金制度により、経済的困窮の程度を問わず、犯罪被害にあわれた方等への支援を実施しています。 今後もこの取組を継続するとともに、被害にあわれた方等の経済状況に応じて生活保護等の制度を案内してまいり

				ます。
21	犯罪被害者等は、犯罪被害等に遭った時から精神的にも、経済的にも、身体的にも相当なダメージを受けることになり、特に、経済的困窮により、日常生活に支障を来すことになることから、県をはじめとした行政機関からの経済的支援は、生活の立て直しには必要不可欠である。	県民	B	県では犯罪被害者等見舞金制度により犯罪被害にあわれた方等への速やかな支援を実施するとともに、家事や育児等への日常生活支援を実施する市町村に対する補助制度を運用しており、今後もこれらの取組を継続してまいります。
22	見舞金給付が基礎自治体との併用で導入されるなど、よりきめ細かい手厚い支援が期待できる。	県民	E	県では市町村と併給可能な犯罪被害者等見舞金制度による支援を実施しています。
23	現在、本市に住民登録がある方が他市・他県で被害に遭った際に、所轄の警察署や県警被害者対策室等から本人同意のうえで、情報提供をいただき見舞金の支給をはじめとする各種支援につながっています。 本市では、見舞金申請書において、被害届の受理番号の記載をしていますが、所轄の警察署からご連絡をいただいた場合には、その場で聞き取りしたりするのですが、他県の警察署などは、文書照会を求められるケースがあり、見舞金の支給までに時間を要することがあります。 可能であれば、県警と他県の県警の被害者対策室を通じて、そのあたりの照会を実施し情報提供していただける仕組みの構築を希望します。	県内市町村	C	他県の警察への情報提供依頼について、今後の取組の参考とさせていただきます。

(2) 法律問題の解決への支援

No.	意 見 要 旨	提出者	区分	県の考え方
24	神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との緊密な連携により、犯罪被害直後から専門弁護士による他県に比較しても手厚い支援体制が構築されている。	県民	E	引き続き、取り組んでまいります。
25	神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会との緊密な連携により、犯罪被害直後から弁護士による法律相談の支援が受けられる体制が構築されている。	県民	E	引き続き、取り組んでまいります。
26	神奈川県弁護士会との連携で、他県に比較しても支援の厚みが格段に充実。	県民	E	引き続き、取り組んでまいります。

(4) 心身に受けた影響からの回復

No.	意 見 要 旨	提出者	区分	県の考え方
27	性犯罪・性暴力の被害を防止するためには、被害が発生した後の支援だけでなく、被害を未然に防ぐための教育の充実が不可欠です。近年では、幼児期や小学校低学年の子ども同士の間でも、性に関する知識不足	支援関係機関	B	県教育委員会では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命の尊さを学び、性暴力の根

	や他者との適切な距離感への理解不足から、性的な言動や身体接触が問題となる事例がみられます。こうした事案の多くは、加害・被害の双方が十分な理解を持たないまま生じており、早期からの教育が極めて重要です。 神奈川県においては、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校、中学校、高等学校まで、発達段階に応じた体系的な性教育及び人権教育を推進していただきたいと考えます。具体的には、相手の身体や意思を尊重すること、相手の同意なく身体のパライベートゾーンに触れないこと、困ったときには信頼できる大人に相談することなどについて、年齢に応じた分かりやすい内容で継続的に学ぶ機会を設けることが重要です。			底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指す「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。 また、生命（いのち）の安全教育の視点を盛り込んだ「性に関する指導の手引き」の周知、各校種の取組事例を教育局指導部保健体育課のWebページに掲載、市町村教育委員会の指導主事等が集まる場において情報発信等を行っています。 さらに、性暴力の理解促進にかかる「子ども向けリーフレット」を毎年県内の小学4年生全児童に配付する取組も行っています。
28	教職員に対する研修の充実や保護者への啓発も併せて実施し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを性被害から守る環境の整備を望みます。	支援関係機関	B	「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を令和7年度に改正し、教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にしました。具体的な取組としては、教職員に対する研修を年1回実施するほか、子ども向けリーフレットを毎年県内の小学4年生全児童に配付し保護者を含め、性暴力に関する啓発を行っています。
29	小学生に対する啓発資料の配布等、効果的施策が積極推進されている。	県民	E	子ども向けリーフレットを毎年県内の小学4年生全児童に配付し、引き続き子どもに対する支援の充実に努めてまいります。
30	犯罪被害直後において、早い段階でカウンセリングを受けることにより、重篤な精神的ダメージとならないようなカウンセリングの提供を行っている。	県民	E	取組を継続してまいります。
31	犯罪被害者等支援に特化した専門カウンセリングにより、ニーズの高まっている精神的ケアに対する支援が充実。	県民	E	取組を継続してまいります。

32	自助グループについての広報、紹介の拡充に加え、より積極的支援による自助グループ活動の拡充が望まれる。	県民	C	犯罪被害者団体（自助グループ）については、県のホームページで情報提供をしておりますが、いただいたご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
33	被害後の心理的支援に加え、学校や職場など生活環境における環境調整の視点を充実していただけると良いと思います。犯罪被害後には、不安や恐怖から登校や通学、社会参加が困難になる場合があります。 このような場合には、安心して生活を再開できるよう、学校や関係機関と連携しながら、学習環境や活動環境の調整、段階的な社会参加の支援などを行うことが重要です。	支援関係機関	B	「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」を作成し全学校に配付の上、教職員に向けて、犯罪被害にあわれた児童生徒の感情の理解やその対応方法などについて研修を行っております。

3 県民・事業者の理解の促進に関するもの

(1) 県民・事業者の理解の促進

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
34	子ども・若者に対する相談・支援の充実に向け、各種取組を推進いただいていることに感謝します。 一方、相談LINEや「子ども・若者総合相談センター」に関する周知は、学校でのリーフレット配布等により実施されているところですが、支援が必要な子どもの中には学校につながっていないケースも少なくありません。必要とする子どもに情報が届くよう、例えばInstagramやTikTok等のSNSの活用を含め、より幅広い周知方法についてご検討いただきたく存じます。	県内市町村	B	かながわ性被害相談LINEの周知については、リーフレット配付のほか、路線バスでの動画広告、インターネットリスティング広告やSNS広告等、WEB媒体での広報を行っております。引き続き、子ども・若者を含め認知度向上に向け、効果的な広報の実施に努めてまいります。 「子ども・若者総合相談センター」とその相談窓口の周知については、年末年始や冬期休暇期間を含む3ヶ月間、ゲーム又は漫画等アプリケーションやSNS等でのインターネット広告を行っております。引き続き、子どもや家族に向けた効果的な広報の実施に努めてまいります。
35	県の広報紙にも被害者支援の特集が組まれるなど、積極的な広報を実施している。	県民	E	取組を継続してまいります。

4 犯罪被害者等を支える人材の育成に関するもの

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
36	相談員や教職員、関係職員等への研修において、障害特性に応じたコミュニケーション支援や対応方法を取り上げることがを提案します。障害特性によって被害状況の説明や感情表現の仕方は大きく異なるため、障害理解と適切なコミュニケーション方法を学ぶことは、被害者への二次被害防止にもつながると考えます。	支援関係機関	C	研修の内容について、今後の参考とさせていただきます。
37	以前に開催された研修会の「トラウマインフォームドケア」でも支援者も守るといった内容で触れていたが、支援者のケアについて、よりフォーカスしてもらえるとありがたいです。 当市では犯罪被害者支援業務について、自分一人で抱え込むことなく、担当課内で情報共有したりしているが、犯罪被害について直接話を聞く担当者の精神的負担は少なからずあります。 また、県内の自治体では条例等も制定したばかりで、担当者として慣れていないことも多く、不安をお持ちの職員の方もいらっしゃると思います。 県で行っているメンタルヘルスケアの対象の拡充や、支援者同士で困りごとや思いを共有できる（吐き出せる）ような場など、支援者側へのケアが充実することで、より良い犯罪被害者等支援につなげられるのではないかと感じます。	県内市町村	C	トラウマインフォームドケア研修をはじめ、市町村担当者を対象とした会議で意見交換の場を設ける等、いただいた意見を参考に、引き続き支援者のケアについて取り組んでまいります。

5 その他

No.	意見要旨	提出者	区分	県の考え方
38	犯罪被害者等は、事件後、治療・カウンセリング、警察・検察での事情聴取、裁判への出席、各種行政手続などを余儀なくされ、長期間にわたり仕事との両立に困難を抱えることが少なくありません。 しかし、現行制度では、これらの対応の多くを年次有給休暇や欠勤で賄わざるを得ず、有給休暇の枯渇や収入減少、さらには離職につながることも見受けられます。犯罪被害からの回復には、経済的基盤と社会とのつながりを維持することが極めて重要であり、就労の継続はそのための重要な要素です。 そのため、神奈川県においては、県内事業者に対し、犯罪被害者等のための特別休暇制度や時間単位で取得できる柔軟な休暇制度の導入を促進するとともに、勤務時間や勤務場所の柔軟化、治療や裁判への出席に	支援関係機関	A	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進については、国の第5次犯罪被害者等基本計画においても推進することとされております。県においても今後、導入促進に向けた取組について検討してまいります。

	配慮した就労環境の整備について普及・啓発を進めることを望みます。			
39	施策評価については、相談件数や研修実施件数に加え、被害者が学校や職場、地域生活へ安心して復帰できたか、必要な支援につながり続けられたかなど、生活再建や社会参加の状況を示す指標についても、今後検討いただければ、より適切に評価できると考えます。 犯罪被害者等支援は、心理的支援だけでなく、本人を取り巻く生活環境を整え、安心して日常生活や社会生活へ戻ることを支える取組が重要です。障害の有無にかかわらず誰もが必要な支援を受けられる社会の実現に向け、本計画がさらに充実したものとなることを期待します。	支援関係機関	C	施策評価のご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
40	現在、市町村ごとに制度や運用が異なる中、業務の属人化や人事異動に伴う担当者交代により、実務の不安定化が懸念されます。つきましては、県において以下の資料を作成・共有されるよう提案します。 ・見舞金制度の運用方法、判断が難しい事例への対応、関係機関との連携手法等をまとめた、Q&A集や事例集を作成し、県内市町村へ広く共有すること。	県内市町村	C	見舞金制度については、各市町村が定めた条例に基づく要綱等により運用されているところです。 しかし、条例の制定にあたっては、県が作成した「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を参考にした市町村も多く、制度に共通点も多いため、疑問点等については県にお問い合わせいただくことや、会議の場で情報交換をするなど、引き続き市町村との情報共有に努めることとし、いただいたご意見については参考とさせていただきます。
41	犯罪加害者に対しての厳しい反省講座を一定期間、強制的に受ける制度をつくって（制定）してほしいと思います。	県民	D	本意見募集は、犯罪被害者等への支援施策について実施しております。犯罪加害者に対しての講座の実施のご意見については、本支援施策に反映することはできません。
42	県内における犯罪被害者等支援施策に関する情報は、町としても参考となるため、中間年度におけるとりまとめ資料のみならず、引き続き、毎年度の情報提供をお願いしたい。	県内市町村	B	毎年度、神奈川県ホームページ上で実施状況をとりまとめて公表していますのでご覧ください。
43	今日の特種詐欺事件は絶対に許せませんので、私は今後共積極的に国の対策に力を合わせ努力して行きますので一層の努力を望みます。 犯罪被害者等支援員として、努力したいと思ってお	県民	E	県では、複雑、巧妙化する特種詐欺の手口に適切に対応するため、関係機関や民間事業

	りますのでよろしくお願い申し上げます。			者等との連携を一層強化しています。 引き続き、幅広い世代に対する詐欺被害の未然防止に資する効果的な取組を進めてまいります。
44	報道をみましても、又外出時におきましても、それは安心して歩くことのできない世の中であります。殺傷は命（大人、子供）がうばわれている事、又電話（家庭）や、詐欺事件、弱い立場の心身障害者等の行動等も考慮して頂き、住みよい立場にいられますことよろしくお願い申し上げます。 又、高齢者は外出をすることが少なくなりますこと重ね重ねよろしくお願い申し上げます。	県民	E	県では、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、自主防犯活動団体の皆様に地域のパトロールをはじめ、積極的に活動に取り組んでいただいております。 引き続き、同推進協議会構成団体とともに、犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた取組を進めてまいります。